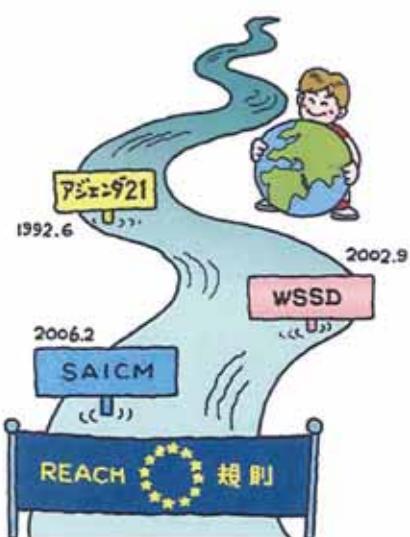


REACH規則とは？

生い立ち

REACH規則とは、欧州連合（EU）における化学品の登録・評価・認可および制限に関する規則です。この法律は、2006年12月18日の欧州理事会での採決、2006年12月30日の官報公示を経て、2007年6月1日に発効しました。規則の名称は（Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals）の頭文字をとつて REACH（リーチ）と呼ばれています。

REACH規則の制定にあたっては、21世紀への持続可能な開発を目指す地球規模の行動計画「アジェンダ21」の採択（環境と開発に関する国連会議（UNCED）。1992年）や、これを踏まえ、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を2020年までに最小化する化学物質管理に関する指針「ヨハネスブルグ実施計画」の採択（持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）。2002年）、さらに、これを具体化するための国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ「SAICM」の採択（国際化学物質管理会議（ICCM）。2006年）など、化学物質を適切に管理するための国際的枠組み作りの進展などがその背景にあります。



位置付け

REACH規則は、EUの法体系における「Regulation（規則）」です。ELV指令（廃自動車に関する指令）やRoHS指令（電気・電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する指令）のように、加盟国が国内法を定めて国ごとに運用する「Directive（指令）」とは異なり、REACH規則はEUの加盟国にそのまま適用される共通の法律です。



事業者への影響

REACH規則の目的は、「人の健康と環境の高レベルの保護、ならびにEU市場での物質の自由な流通の確保と、EU化学産業の競争力と革新の強化」にあります。REACH規則が求める責務を果たさなければ、EU域内での化学品の製造、上市または使用を行うことができません。EUに加盟していない国(たとえば日本)の事業者は直接にはREACH規則の拘束を受けませんが、その事業者がEU域内に製品を輸出している場合には、EU域内の輸入業者がこの法律に従わなければなりません。日本企業のEU現地製造者もREACH規則への対応が必要です。注意が必要なのは、部品や素材などを日本国内で製造し、そのもの自体をEU域内へ輸出していない事業者であっても、それらを利用する完成製品がEUへ輸出される場合には、REACH規則への対応が必要になる可能性がある点です。



規則の対象

REACH規則では、「物質」、「調剤」、「成形品」という視点で製品をとらえます(定義については、「用語の解説」を参照)。REACH規則での対象となるのは、物質それ自体、調剤中の物質、成形品中の物質です。



要求される責務 【物質や調剤を製造または輸入する事業者】



■登録の義務

- EU域内で製造または輸入する物質の、物質ごとの総量が年間1トン以上の事業者は、欧州化学品庁に当該物質を登録しなければなりません。登録を申請できる期間(猶予期間)は、取り扱う物質の製造量・輸入量および危険有害性で異なります。
- 登録の際は、欧州化学品庁が定める技術一式文書を提出しなければなりません。また、製造量または輸入量が年間10トン以上の場合は、化学品安全性報告書(CSR)を提出しなければなりません。
- 提出された技術一式文書とCSRの情報をもとに欧州化学品庁および加盟各国は評価を行います。この際、事業者に対して追加試験の実施や追加情報の提出を求める場合があります。

■認可申請の義務

- 認可対象物質をEU域内で製造または輸入する事業者、あるいはその物質を認可条件以外で使用する川下ユーザーは、その取扱量が年間1トン未満であっても、その物質の用途を特定した認可の要請や代替物の解析などの情報を欧州化学品庁へ提出して認可を得なければなりません。
- 認可が得られれば、自身またはサプライチェーン川下の誰もが、申請した用途で使用できます。

■使用制限の義務

- 付属書XVIIで定める制限対象物質は、指定された制限条件内においてのみ製造、輸入あるいは使用が可能です。

■情報伝達の義務

- 危険な物質・調剤、PBT、vPvB、認可対象候補物質(SVHC)をEU域内で製造または輸入する事業者は、安全性データシート(SDS)を川下ユーザーに提供する義務があります。さらにSDSの提供義務がない物質についても、登録番号など関連する情報を提供する必要があります。

要求される責務【成形品を製造または輸入する事業者】



■登録の義務

- 成形品をEU域内で製造または輸入する事業者は、その成形品中からある物質が意図的に放出され、かつ、成形品中のその物質が1年当たり合計して1トンを超えて存在する場合は、自ら欧州化学品庁へ技術一式文書を提出し登録しなければなりません。
- ただし、その物質がその用途のために既に登録されている場合には、この登録を行う必要はありません。

■届出の義務

- 成形品をEU域内で製造または輸入する事業者は、その成形品中に認可対象候補物質(SVHC)が0.1重量%を超えて存在し、かつ、成形品中のその物質が1年当たり合計して1トンを超えて存在する場合は、自ら欧州化学品庁へ定められた情報を届出しなければなりません。
- ただし、その物質がその用途のために既に登録されている場合には、届出の必要はありません。

■使用制限の義務

- 付属書XVIIで定める制限対象物質は、指定された制限条件内においてのみ製造、輸入あるいは使用が可能です。

■情報伝達の義務

- 認可対象候補物質(SVHC)を0.1重量%を超えて含有する成形品をEU域内で製造または輸入する事業者は、それを使用する利用者に対して、当該製品を安全に使用できる条件を示した情報を伝達しなければなりません。

詳細は経済産業省ホームページの
「REACH規制に関する解説書」を参照下さい。

最新の情報はお確かめ下さい